特別障害者手当について

名古屋市健康福祉局障害企画課

目　的

精神又は身体に著しく重度の障害を有する方に特別障害者手当を支給することにより、福祉の増進を図る。

対象者

名古屋市に住民票がある20歳以上であって、政令で定める程度の著しい重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするもの。
※原則として認定診断書により認定します。

(政令で定める障害)

重　複　障　害	別表第２の障害が２つ以上重複しているもの
	別表第２の障害が１つあり、かつ他の障害部位に別表の障害が２つ以上あるもの
肢 体 不 自 由	別表第２の３～５のいずれかの障害があり、日常生活にほぼ全面的な介護を要するもの
内　部　障　害	別表第２の６の障害があり、絶対安静の状態を有するもの
精 神 の 障 害	別表第２の７の障害があり、日常生活にほぼ全面的な介護を要するもの

(別表第2)

1	次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ　一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ８０度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
		4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
		5	体幹の機能にすわっていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
		6	１～５に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が１～５ と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	7	精神の障害であって、１～6 と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

（別表）

1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は１眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの	7	１上肢の機能に著しい障害を有するもの又は１上肢の全ての指を欠くもの若しくは１上肢の全ての指の機能を全廃したもの
2	両耳の聴力レベルが９０デシベル以上のもの	8	１下肢の機能を全廃したもの又は１下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの	9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの	10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
5	音声又は言語機能を失ったもの		
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

手当額

（令和8年度）

区分	障害の程度	支給総額（月額）	内訳	
			国	市（内、県）
1種	政令で定める障害を有するもののうち、次に該当するもの 身体障害者手帳1・2級かつ愛護手帳1・2度	42,300円	30,450円	11,850円 （6,850円）
2種	政令で定める障害を有するもののうち、次に該当するもの 身体障害者手帳1・2級又は愛護手帳1・2度	36,500円		6,050円 （1,050円）
3種	政令で定める障害を有するもの	35,450円		5,000円

支給時期

２月、５月、８月、１１月

【支給対象外となる場合】

①入所施設に入所している場合
（例）
・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設(生活介護を受けている場合のみ)
・障害者総合支援法に規定する療養介護を利用した病院
・生活保護法に規定する救護施設又は厚生施設
・老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームなど
②病院又は診療所に継続して３か月を超えて入院している場合
③所得が所得制限額を超えている場合

所得制限限度額表

扶養親族等の人数	受給者本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,758,000円	6,287,000円
1人	4,138,000円	6,536,000円
2人	4,518,000円	6,749,000円
3人	4,898,000円	6,962,000円
4人	5,278,000円	7,175,000円
5人	5,658,000円	7,388,000円

手続きに必要な書類

認定請求書、所得状況届、口座振替申込書、診断書(障害者手帳の取得状況により省略できる場合あり)、
公的年金の収入金額がわかるもの(例、年金証書)、マイナンバーが分かるものなど。
※戸籍謄本や住民票などの書類が必要な場合もあります。

愛知県在宅重度障害者手当との関係

愛知県が定める在宅重度障害者手当は、特別障害者手当と同時に受け取ることはできません(手当額の多い特別障害者手当が優先されています)。ただし、所得制限により特別障害者手当が支給停止となった場合、その期間において、在宅重度障害者手当を受給することができます。

その他

・原爆被爆者の介護手当を受給している場合は、支給額が調整されます。
・公害健康被害補償法による障害補償費を受給している場合、当該補償費の額が調整されます。
・予防接種法による障害年金を受給している場合、当該年金額が調整されます。

手続き・ご相談

障害程度の認定や施設入所状況による支給制限等、制度が複雑であるため、まずは、住民票のある区の区役所福祉課(支所管内は支所区民福祉課)にご相談ください。